

令和4年1月21日

保護者各位

富山県立大門高等学校  
校長 山下 行雄

## 新型コロナウイルス感染症が発生した場合（出席停止等）の対応について

標記について、本県においても感染者の拡大傾向にあります。これを受け県教委より生徒の対応（出席停止等）についての通知がありましたのでお知らせします。

### ①生徒本人が感染した場合

治癒するまで出席停止とします。（厚生センター（保健所）の指示に従ってください。）

その後厚生センターからの指示により、教室内での座席周辺及び同じ部活動の生徒が濃厚接触者に該当した場合は、PCR検査を受けるよう指示されることがあります。

### ②生徒が濃厚接触者として特定された場合

出席停止の措置をとります。その出席停止期間は新型コロナウイルス感染者と最後に接触した日の翌日から起算して14日間（オミクロン株患者の濃厚接触者については10日間）とします。（厚生センター（保健所）の指示に従ってください。）なお、生徒が無症状の時であっても、検査を受けるよう指示があります。

### ③生徒等の同居する親族等が濃厚接触者として特定された場合

生徒が無症状であっても当該親族等のPCR検査結果が判明するまで（ただし、厚生センター（保健所）から指示があればその期間）出席停止の措置をとります。また、当該親族等が発症等により再度PCR検査を行う場合はその結果が判明するまで改めて出席停止の措置をとります。なお、当該親族等に陽性反応が出た場合は②により対応します。

### ④上記①～③以外の場合

生徒や同居する親族等に発熱等の風邪の症状が見られる場合など新型コロナウイルス感染症の感染が懸念される場合は自宅で休養してください。この場合も出席停止とします。

なお、ご家族の状況等で判断にお困りの場合は学校へお問い合わせください。

関連して、感染者や濃厚接触者等に対する誤解や偏見のないよう、確かな情報に基づき、冷静な対応をお願いいたします。本校では、個人のプライバシーを尊重し、特に、SNSなどインターネットで個人の特定につながる情報を拡散しないよう指導しておりますが、ご家庭においてもご配慮いただきますようお願いいたします。